

八幡市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年10月24日

八幡市監査委員 大 高 友 紀

八幡市監査委員 清 水 章 好

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を、八幡市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

政策企画部（政策企画課、秘書広報課、市民協働推進課）

第3 監査の着眼点

令和4年度執行分の財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

第4 監査の主な実施内容

事前に提出を求めた監査資料等に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうか重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員に、事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

監査委員事務局の事務室等において予備調査を実施するとともに、令和5年5月24日に監査委員室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、事務処理状況等はおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[秘書広報課]

デジタルカメラの修理について、適切な見積りを徴し、買い替えも含めてより経済的な方法を検討されたい。秘書広報課で常時使用される備品であれば、管理換を検討されたい。

請求書が到達してから支出負担行為を行っているが見受けられるものが散見された。八幡市財務規則第30条の規定に従い、適時に支出負担行為を行われたい。

[市民協働推進課]

市民協働活動センター屋内消火栓ホースの交換について、10年が経過しているため至急交換が必要とされているが、交換が必要なことは前もって把握することが可能で、計画的な更新に努められたい。また、施設を熟知しているとの理由で随意契約をしているが、消防法施行規則第33条の2の2の規定により、消火栓設備のホース交換は資格不要な作業であり、業者選定の理由として十分なものではない。仕様書に交換したホースの処分について明記されていないにも関わらず、見積書には処分費用が含まれており、仕様と合致しない見積もりが提出されている。有償での処分の場合は市が排出事業者となり、交換したホースの引き取りが必要であれば、無償で引き取ることを仕様書に明記されたい。